

解散公告

当社は、令和八年十月五日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年十月二十日

大分市大字皆春三一九番地の五

有限会社建匠  
清算人 加来 実

解散公告

当社は、令和八年九月三十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年十月二十日

宮崎県宮崎市田野町甲二八二五番地の一一

有限会社神崎石油店  
清算人 神崎 一彦

解散公告

当社は、令和八年九月三十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年十月二十日

宮崎県宮崎市大字有田一二九番八

有限会社ケアホームやすらぎ荘  
清算人 長友のり子

解散公告

当法人は、令和八年七月十二日開催の社員総会の決議により解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年十月二十日

宮崎県宮崎市恒久一三二四番地五号

特定非営利活動法人瞳  
代表清算人 田中 止

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年十月二十日

鹿児島県始良市平松四七八番地

有限会社北工務店  
清算人 北 恭次

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年十月二十日

鹿児島市吉野町一〇四五番地四九

株式会社滝の神産業  
代表清算人 有村 京子

解散公告(第一回)

当法人は、解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年十月二十日

東京都府中市白糸台四丁目三九番二号

学校法人府中佼成学園  
清算人 橋本 正晴

解散公告(第一回)

当法人は、令和八年五月五日開催の社員総会の決議及び長野県知事の認可により、令和八年十月五日をもって解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年十月二十日

長野県駒ヶ根市赤穂一六三〇番地一

医療法人まつむら小児科医院  
清算人 松村 忠雄

解散公告(第一回)

当法人は、令和八年四月八日開催の社員総会の決議及び長野県知事の認可により、令和八年十月五日をもって解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年十月二十日

長野県伊那市西春近二六八〇番地一

医療法人元氣組  
清算人 野口 修

解散公告(第一回)

当法人は、令和八年六月二十二日開催の役員会の決議により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年十月二十日

三重県熊野市井戸町字松原五六八番地一

宗教法人徐福廟  
清算人 山田 英男

解散公告(第一回)

当法人は、令和八年九月十日に解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年十月二十日

熊本県熊本市中央区本荘六丁目一二番一四号

医療法人阿部内科医院  
清算人 鈴木 保子

解散公告(第一回)

当法人は、令和八年八月三十一日をもって解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年十月二十日

鹿児島県曽於郡大崎町飯宿一五四八番地

医療法人上床歯科医院  
清算人 上床 義人

解散公告(第二回)

当法人は、令和八年六月十日開催の社員総会の決議並びに福島県知事の認可により令和八年九月十六日解散したので、当法人に債権を有する方は、本公告第一回掲載(令和八年十月十九日)の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年十月二十日

福島県福島市御山町七番一九号

医療法人大桶歯科医院  
清算人 大桶 志延

解散公告(第二回)

当法人は、令和八年四月九日開催の社員総会の決議並びに茨城県知事の認可により令和八年九月十四日をもって解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告第一回掲載(令和八年十月十三日)の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年十月二十日

茨城県那珂市額田南郷字新宿三四番地の三

医療法人正安会  
清算人 塙 篤美

解散公告(第二回)

当組合は、令和八年十月九日神奈川県知事の認可により解散したので、当組合に債権を有する者は、本公告第一回掲載(令和八年十月十九日)の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年十月二十日

神奈川県高座郡寒川町田端一一八〇番地

寒川町田端西地区土地区画整理組合  
代表清算人 大谷 光昭

解散公告(第二回)

当法人は、令和八年九月三十日、社員の欠亡により解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告第一回掲載(令和八年十月十九日)の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年十月二十日

福井県敦賀市平和町七番三三三

医療法人松田マタニティクリニック  
清算人 松田 公代

解散公告(第二回)

当法人は、令和八年五月一日開催の社員総会の決議並びに広島県知事の認可により、令和八年九月十七日をもって解散したので、当法人に債権を有する方は、本公告第一回掲載(令和八年十月十九日)の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年十月二十日

広島県安芸郡海田町南大正町三番二五号

医療法人社団真琴会  
清算人 兼重 鉄也

解散のお知らせ

当管理組合は、解散いたしましたので、当管理組合に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

令和八年十月二十日

滋賀県大津市におの浜一丁目一番二〇号  
代表清算人 棚橋 亮介